

貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視 ＜評価・監視結果に基づく勧告＞

ポイント

（背景）

- 貸切バス事業については、多数の法令違反があり、安全運行への悪影響が懸念
- 貸切バスの安全運行は、貸切バス事業者の責務。一方、貸切バス事業者からは、届出運賃を下回る契約運賃や運転者の労働時間等を無視した旅行計画が旅行者から一方的に提示されるなどの苦情あり

（調査の概要）

- この行政評価局調査は、貸切バスの安全運行及び利用者保護に資する観点から、貸切バス事業者における安全確保対策の実施状況、貸切バス事業者と旅行者等との運送契約の締結状況及び地方運輸局における貸切バス事業者に対する指導・監督の実施状況を調査

その結果に基づき、

- 1 貸切バス事業における安全確保対策の徹底
 - 2 收受運賃の実態把握の実施及び公示運賃の検証
 - 3 旅行者への指導・監督の強化
 - 4 貸切バス事業者に対する監査の効果的かつ効率的な実施
- を平成22年9月10日、総務大臣から国土交通大臣に勧告



制度の仕組み

国土交通省は、各地方運輸局及び沖縄総合事務局運輸部（以下「地方運輸局等」という。）に対し、通達等により、

- (1) 新規許可事業者に対する運輸施設等の写真の確認
- (2) 写真確認により疑義が生じた場合の事業者に対する現地調査の実施
- (3) 原則、すべての新規許可事業者に対して早期（※）に巡回監査を実施 ※ 運輸開始後6か月以内

を指示

調査結果

新規許可事業者に対する確認・監査が不十分

※ 調査対象機関：9運輸支局等（札幌、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡運輸支局及び沖縄総合事務局運輸部）

※ 調査対象：平成18年4月から20年7月までの間に運輸開始をした全117事業者

- (1) 写真による運輸施設の確認ができていないものについて、現地調査により事業計画の確保状況を確認せず（全国の36事業者中5運輸支局等7事業者）
- (2) 新規許可事業者117事業者のうち70事業者で巡回監査を早期に実施せず
 - ・ 巡回監査を実施していない事業者で、新規許可後6か月を超えているもの（8運輸支局等33事業者）
 - ・ 巡回監査を実施している事業者で、新規許可後6か月を超えているもの（6運輸支局37事業者）